

岩手県告示第 858 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
大浦内科・歯科クリニック（歯科を除く。）	盛岡市津志田西二丁目 13 番 3 号	平成 19 年 12 月 17 日
大浦内科・歯科クリニック（歯科に限る。）	盛岡市津志田西二丁目 13 番 3 号	”
さいとう小児科クリニック	盛岡市月が丘二丁目 2 番 60 号	平成 19 年 12 月 5 日
よつば薬局	盛岡市月が丘二丁目 2 番 59 号	平成 19 年 12 月 1 日
つばさ薬局	盛岡市津志田西二丁目 13 番 5 号	平成 19 年 12 月 10 日
スマイル薬局高田店	陸前高田市高田町館の沖 18 番 2 号	平成 19 年 12 月 1 日